| 1 | 成28年第3回 | 可今帰仁村議会臨 | 時会会議録 | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|--------------|-----------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 招 集 年 月 日 | 平成 | 平成28年 5 月30日 | | | | | | | | | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰 | 仁村議会議場 | | | | | | | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 5月30日 午前10年 | 時50分 | | | | | | | | | | |
| 及 び 宣 告 | 閉 会 | 5月30日 午前11時 | 時58分 | | | | | | | | | | |
| | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 | | | | | | | | | |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 | | | | | | | | | |
| | 2 | 上原祐希 | 9 | 山 城 太 | | | | | | | | | |
| 出席(応招)議員 | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 久 田 浩 也 | | | | | | | | | |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 | | | | | | | | | |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | | | | | | | | | | |
| 欠席(不応招)議員 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 会議録署名議員 | 10 | 久 田 浩 也 | 11 | 座間味 薫 | | | | | | | | | |
| 職務のため議場 | 事務局長 | 小那覇 安 啓 | 書記 | 宇茂佐 和 代 | | | | | | | | | |
| に出席したもの | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | | | | | | | | | | |
| | 村長 | 與那嶺 幸 人 | 経済課長 | 我那覇 隆 文 | | | | | | | | | |
| | 副 村 長 | 大 城 清 紀 | 住民課長 | 田場盛史 | | | | | | | | | |
| lib ナ ウ ババナ 体 1 0 1 タ) テ | 教 育 長 | 新城敦 | 福祉保健課長 | 仲 村 美奈子 | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に | 総務課長 | 島袋輝也 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 | | | | | | | | | |
| 出席した者の職氏名 | 企画財政課長 | 當山清巳 | 会計管理者 | 與那嶺 敏 秋 | | | | | | | | | |
| | 学校教育課長 | 田港朝津 | | | | | | | | | | | |
| | 社会教育課長 | 与 那 満 | | | | | | | | | | | |
| | 建設課長 | 金 城 正 明 | | | | | | | | | | | |

平成28年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成28年5月30日 (月曜日)

- 1. 開 会 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事件名 | 摘要 |
|----------|-----------|--------------------------------|----------------|
| | | | |
| 1 | | | |
| 2 | 4 * # O D | 会期の決定 | 説明・質疑 |
| 3 | 決議第3号 | 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議 | 討論・採決 説明・質疑 |
| 4 | 意見書第4号 | 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書 | 討論・採決 説明・質疑 |
| 5 | 議案第31号 | 平成28年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について | 討論・採決 |
| 6 | 議案第32号 | 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算につい | 説明・質疑 討論・採決 |
| | | て | |
| 7 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて | 説明・質疑討論・採決 |
| 8 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて | 説明・質疑 討論・採決 |
| 9 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて | 説明・質疑 討論・採決 |
| 10 | 報告第3号 | 専決処分の報告について | 報 告 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

○ 議長 東恩納寛政君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達して おりますので、直ちに平成28第3回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時50分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 久田浩也議員及び11番 座間 味 薫議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定いたしました。

日程第3. 「決議第3号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番與儀常次議員。

〇 1番 與儀常次君

決議第3号

平成28年5月30日

今 帰 仁 村 議 会 議 長 東恩納 寛 政 殿

> 提出者 與 儀 常 次 賛成者 與那嶺 诱 久 田 浩 也 IJ 座間味 董 山城 太 與那嶺 好 和 吉田清尊 IJ 與 那 勝 治 IJ 玉 城 みちよ IJ 上原祐希

元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は、元海兵隊員の嘉手納基地で軍属として働く男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や 友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに、深い悲しみと激しい怒りの声が広 がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、 今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであった。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、 これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性遺体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の徹底、実現を強く要求する。

記

- 1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ 公表すること。
- 3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
- 4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- 5. 米軍人・軍属等による凶悪事件発生時には、訓練および米軍車両の民間地域への立ち入りを一定期間禁止する措置を講じること。

以上決議する。

あて先 在日米軍司令官 在日米海軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官 駐日米国大使

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから「決議第3号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議」を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第3号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議」は、原案の とおり可決されました。

日程第4. 「意見書第4号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書」を議題とします。

提案者の説明を求めます。1番與儀常次議員。

〇 1番 與儀常次君

意見書第4号

平成28年5月30日

今帰仁村議会議長東恩納寛政殿

提出者 與 儀 常 次 賛成者 與那嶺 透 " 久 田 浩 也 " 座間味 薫 " 山 城 太 " 與那嶺 好 和

"吉田清尊"與那勝治"玉城みちよ

上原祐希

元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は、元海兵隊員の嘉手納基地で軍属として働く男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や 友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに、深い悲しみと激しい怒りの声が広 がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、 今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであった。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、 これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性遺体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の徹底、実現を強く要求する。

記

- 1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ 公表すること。
- 3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
- 4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

5. 米軍人・軍属等による凶悪事件発生時には、訓練および米軍車両の民間地域への立ち入りを一定期間 禁止する措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年5月30日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから「意見書第4号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書」を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書」は、原案の とおり可決されました。

日程第5. 「議案第31号 平成28年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

議案第31号

平成28年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ57億1,069万4,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月30日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

| | 款 | | | | 項 | | | 補正前の額 | 補 | 正額 | 計 |
|------|-----|---|---|---|----------------|---------|---|-------------|---|---------|-------------|
| 16 県 | 支 出 | 金 | | | | | | 987, 894 | | 164 | 988, 058 |
| | | | 3 | 県 | 委 | 託 | 金 | 41, 339 | | 164 | 41, 503 |
| 18 寄 | 附 | 金 | | | | | | 1 | | 12, 290 | 12, 291 |
| | | | 1 | 寄 | ļ. | | 金 | 1 | | 12, 290 | 12, 291 |
| 19 繰 | 入 | 金 | | | | | | 166, 718 | | 7, 430 | 174, 148 |
| | | | 1 | 繰 | | 入 | 金 | 166, 718 | | 7, 430 | 174, 148 |
| | 歳 | 入 | 合 | 言 | ' † | | | 5, 690, 810 | | 19, 884 | 5, 710, 694 |

(歳 出) (単位:千円)

| | | 款 | | | | J | 項 | | | 補正前の額 | 補 | 正 額 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------------|---|---------|-------------|
| 1 | 議 | 会 | 費 | | | | | | | 71, 116 | | 668 | 71, 784 |
| | | | | 1 | 議 | | 会 | | 費 | 71, 116 | | 668 | 71, 784 |
| 2 | 総 | 務 | 費 | | | | | | | 597, 380 | | 19, 216 | 616, 596 |
| | | | | 1 | 総 | 務 | 管 | 理 | 費 | 453, 578 | | 19, 048 | 472, 626 |
| | | | | 6 | 統 | 計 | 調 | 査 | 費 | 435 | | 168 | 603 |
| | | 歳 | 出 | 合 | · | 計 | | | | 5, 690, 810 | | 19, 884 | 5, 710, 694 |

3ページ、4ページ、5ページは割愛いたします。お目通しください。6ページも省略いたしまして、7ページ、歳入、18款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、補正額が1,229万円、これは1 節の寄附金

1,229万円。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

8ページお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額743万円、これは1節の繰入金の743万円。これは財政調整基金と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございます。

続きまして9ページ、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額66万8,000円、これは説明 を省略したいと思います。

10ページお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費675万8,000円の増で、13節の委託料でこれはふるさと納税お礼品等取扱業務委託費でございます。続いて、4目財産管理費1,229万円の補正増。これは25節の積立金1,229万円によるものでございまして、これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございます。以上説明を終わります。

○ 議長 **東恩納寛政君** これから質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 平成28年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 平成28年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第32号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

議案第32号

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成28年度国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,003万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ22億4,358万6,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月30日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入) (単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|-------------|----------|-------------|
| 1 国民健康保険税 | | 247, 001 | 280, 032 | 527, 033 |
| | 1 国民健康保険税 | 247, 001 | 280, 032 | 527, 033 |
| 歳 入 | 合 計 | 1, 963, 554 | 280, 032 | 2, 243, 586 |

(歳出) (単位:千円)

| 款項 | | | | | | | 補正前の額 | 補 | 正 | 額 | 計 | | | | |
|------|---|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|-------------|--|-----|-------|-------------|
| 12 繰 | 上 | 充 | 用 | 金 | | | | | | | 1 | | 280 | , 032 | 280, 033 |
| | | | | | 1 | 繰 | 上 | 充 | 用 | 金 | 1 | | 280 | , 032 | 280, 033 |
| | | 」 万 | 茙 | 出 | 合 | • | 計 | | | | 1, 963, 554 | | 280 | , 032 | 2, 243, 586 |

3ページ、4ページは割愛いたします。お目通しください。

5ページお願いします。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2億8,003万2,000円。内訳といたしまして、1節医療給付費分現年課税分2,286万6,000円。2節後期高齢者支援金分現年課税分1億6,182万円。3節介護納付金分現年課税分7,669万9,000円でございます。4節医療給付費分滞納繰越分1,251万6,000円。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分465万4,000円。6節介護納付金分滞納繰越分147万7,000円でございます。

6ページお願いします。歳出でございます。12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正額2億8,003万2,000円。これは22節補償、補填及び賠償金でございます。以上でございます。

O 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 5ページ。滞納者の件で質疑いたします。これは滞納分で収入が入ったということだと思いますけれども、現状どうなっているのかと思いまして質疑をします。

滞納で手帳が発行できないということで、臨時で手帳を発行する方がいると思いますけれども、前より 今は多くなっているのか、少なくなっているのか。世の中、厳しくなって、子供を教育するときはワッ ターもそうでしたけれども、保険料が高くて支払いするのに苦労してきました、私たちも。払えない人が 悪いということではありませんけれども、現状、今、臨時に手帳を交付する人が過去より多くなっている 傾向にあるのか、答弁求めます。

- O 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま、1番議員の質疑についてご説明を申し上げます。

先ほど、歳入の件で滞納繰越分、それから現年度課税分について、これだけの歳入を見込まなければ足りない分の収入が確保できないということでの、今回繰上充用の補正案を提出していることになります。

先ほど質疑にございました件でございますけれども、滞納世帯数が平成27年度は225件ございます。これは平成26年度の248件に比べますと、世帯数では23件の減ということになっております。では、加入世帯数はと申しますと、平成27年度においては2,045世帯。先ほど課題になっておりました、短期証の交付世帯でございますが114件。平成26年度は154件ございましたので、40件は交付世帯数が減っているような形になっております。先ほど議員からもありましたように、大変厳しい中で国保税を滞納するという世帯もふえておりますけれども、その世帯の現状に応じて説明を行ったり、相談に乗ったりということで、確約、誓約をしながら納めていただいている現状にあります。先ほどの短期証の交付世帯数については、そのお約束を守っていただきながらということで、短期での保険証を交付している現状でございます。

なかなか減るという傾向にはないかと思いますが、平成26年度から平成27年度においては40件の減で あったということになっております。

- O 議長 東恩納寬政君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 今、課長の説明で大体わかってきました。私が言いたいのは、納税していないからということで、病院に行けないという過去もありました。そのために重い病気になる可能性が十分ありますので、ぜひ短期手帳の発行もやりながら、村民の健康維持にかかわってもらいたいと思っています。それによって、初期で見つかる方もおりますので、納税していないから病院に行かないで手遅れになった事例も過去にありましたので、ぜひ地域の家族に寄り添いながら、相談しながら、病院に行ってもらう方法をサポートしてもらいたいと思いますので、今後どういう対応でやっていくのか、お伺いします。
- 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。
- 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員からもございましたように、滞納をしている世帯については、その滞納世帯の現状に寄り添った形で相談支援をきめ細かくしていく、滞納整理にかかわる収納の整理についても、その辺は徹底した理解と統一した見解で滞納整理にも取り組んでいることでございます。

今後ですけれども、滞納世帯がもちろんふえないようにすることも、私どもの保険者としての義務でございますけれども、より納めやすい体制は整えていけるように努力してまいる所存でございます。

O 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原 案のとおり可決されました。

日程第7. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令 (平成28年政令第133号)、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第38号)が 平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)を改正する 必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項 の規定により専決処分する。

> 平成28年3月31日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

(今帰仁村税条例の一部改正)

第1条 今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。 附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、 「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2 様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改 め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、 新条例」を「、村税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項 中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条 第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」 を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」 に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第 5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」 に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、 同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の 表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を 「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100 条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中今帰仁村税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、村税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)平成29年1月1日
 - (2) 第2条中今帰仁村税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)附則第5条第7項の表 第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」 に改める部分に限る。)平成29年4月1日

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地

方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第26号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第 42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の 9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10条に規定する区分所有に係る家屋に対して課する 平成29年度以後の固定資産税について適用する。

住民課長のほうで概要を説明したいとのことですので、住民課長から説明させます。

- O 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。
- O 住民課長 田場盛史君 承認第2号、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、総務省自治税務局から示された市町村税条例等の一部改正についての準則に基づきまして改正をいたしました。法律の改正による条文の整備や軽微な加除、修正等については、説明を省略し、今回一部見直しにより拡充された内容について説明いたします。

改正については、改め文1ページの第1条による今帰仁村税条例の一部改正と、下の段、第2条による今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正の2条立てとなっており、第1条による改正中、第56条及び第59条、それから附則第10条の2第4項、附則第10条の3第8項第5号。それから第2条による改正については、法律の改正に合わせて既定の整備をするものですので、説明を省略いたします。

新旧対照表2ページお願いします。下段のほうです。附則第10条の2第7項について。津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得された津波対策の用に供する償却資産に係る 課税標準の特例について、わがまち特例を導入した上で適用期限を4年延長するもので、市町村の条例で 定める割合は課税標準額の2分の1となります。附則第10条の2第10項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、政府の補助を受けて取得した太陽光発電設備に対するもので、市町村の条例で定める割合は課税標準額の3分の2となります。

新旧対照表3ページ。附則第10条の2第11項から第14項についてですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年延長するもので、特例の割合については市町村の条例で定めることとされており、うち附則の第11項については、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、市町村の条例で定める割合は課税標準額の3分の2となります。附則第12項は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、市町村の条例で定める割合は課税標準額の2分の1となります。附則第13項は、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、市町村の条例で定める割合は課税標準額の2分の1となります。附則第14項は、バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、市町村の条例で定める割合は課税標準額の2分の1となります。附則第18項は、都市再生法に基づき、認定事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準額の特例措置について、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年延長するもので、市町村の条例で定める割合は課税標準額の5分の4となります。以上、承認第2号、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。 お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。 日程第8. 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、国から示された準則に従い、固定資産評価審査委員会条例(平成28年条例第8号)についても所要の規定の整備を行う必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を添付してございますので、お見通しを願いたいと思います。

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 固定資産評価審査委員会条例(昭和47年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「前2条」を「第7条から第9条まで」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年条例第8号)の一部を次のように 改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の公布がされた場には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下

この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産 について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後 である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。 日程第9. 「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第133号)及び国民健康保険法施行令の一部を 改正する政令(平成28年政令第33号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、今帰仁村国民健康 保険税条例(昭和47年条例第46号)の一部を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集す る時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

> 平成28年3月31日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。
- (休憩時刻 午前11時33分) ○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時34分)

大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例(昭和47年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」 に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26 万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税につ いて適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お見通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。 お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。 日程第10. 「報告第3号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

〇 副村長 大城清紀君

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成28年5月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業

プール建築電気施設改修工事

議決された契約の金額 ¥75,400,200

専決処分した契約の金額 ¥1,227,960

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成28年3月31日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しください。

- 議長 東恩納寛政君 報告第3号は、質疑、討論、採決を省略いたします。
- 〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時37分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時38分)

休憩中に久田浩也議員から、議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。

「久田浩也議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「久田浩也議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 「久田浩也議員の議員辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって久田浩也議員の退場を求めます。

(久田浩也議員退場)

- 議長 東恩納寛政君 職員に辞職願を朗読させます。
- 職員 平成28年5月30日、今帰仁村議会議長東恩納寛政殿。今帰仁村議会議員、久田浩也。 辞職願。この度、一身上の都合により平成28年5月30日をもって、議員を辞職したいので許可されるよう願い出ます。
- O 議長 東恩納寛政君 お諮りします。

久田浩也議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって久田浩也議員の議員辞職を許可することに決定しました。

〇 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時40分)

〇 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時50分)

お諮りします。

「議会運営委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議会運営委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決

定しました。

追加日程第2. 「議会運営委員の選任について」を議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、上原祐希議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって議会運営委員に上原祐希議員を選任することに決定しました。 これより議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

O 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時52分)

O 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時56分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に座間味 薫議員、副委員長に上原祐希議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。 これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前11時58分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 久田浩也

署名議員 座間味 薫